維持管理の技術上の基準

政令第７条第14号ロ（安定型最終処分場）

|  |
| --- |
| 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下、「省令」という） |
| 維持管理の技術上の基準 | 計画 |
| 省令第２条第２項（省令第１条第２項第１号）埋立地の外に産業廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。 |  |
| 省令第２条第２項（省令第１条第２項第２号）最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。 |  |
| 省令第２条第２項（省令第１条第２項第３号）火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。 |  |
| 省令第２条第２項（省令第１条第２項第４号）ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。 |  |
| 省令第２条第２項（省令第１条第２項第６号）前項第２号の規定により設けられた立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。 |  |
| 省令第２条第２項第２号（省令第１条第２項第７号）前項第４号の規定により設けられた擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。 |  |
| 省令第２条第２項第２号（省令第１条第２項第19号）残余の埋立容量について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。 |  |
| 省令第２条第２項第２号（省令第１条第２項第20号）埋め立てられた産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物又は令第３条第３号ヌ（３）に掲げる水銀処理物(以下「基準適合水銀処理物」という。)が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量、最終処分場の維持管理に当たつて行つた点検、検査その他の措置(法第21条の２第１項に規定する応急の措置を含む。)の記録並びに石綿含有産業廃棄物又は基準適合水銀処理物を埋め立てた場合にあつてはその位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。 |  |
| 省令第２条第２項第２号　イ前項第３号イの規定により設けられた囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。ただし、トの規定により閉鎖された埋立地については、同号イ括弧書の規定により設けられた囲い、杭その他の設備により、埋立地の範囲を明らかにしておくこと。 |  |
| 省令第２条第２項第２号　ロ産業廃棄物を埋め立てる前に、最終処分場に搬入した産業廃棄物を展開して当該産業廃棄物への安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入の有無について目視による検査を行い、その結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められる場合には、当該産業廃棄物を埋め立てないこと。 |  |
| 省令第２条第２項第２号　ハ浸透水による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取された地下水の水質検査を次により行うこと。(１)　埋立処分開始前に地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。(２)　埋立処分開始後、地下水等検査項目について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。ただし、浸透水の水質等に照らして当該最終処分場の周縁の地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、この限りでない。 |  |
| 省令第２条第２項第２号　ニハの規定による水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。)が認められる場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。 |  |
| 省令第２条第２項第２号　ホ採取設備により採取された浸透水の水質検査を、（１）及び（２）に掲げる項目についてそれぞれ（１）及び（２）に掲げる頻度で行い、かつ、記録すること。(１)　地下水等検査項目　一年に一回以　　　　　上(２)　生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量　一月に一回(埋立処分が終了した埋立地においては、三月に一回)以上 |  |
| 省令第２条第２項第２号　ヘ次に掲げる場合には、速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分の中止その他生活環境の保全上必要な措置を講ずること。(１)　ホ（１）に掲げる項目に係る水質検査の結果、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る別表第二下欄に掲げる基準に適合していないとき。(２)　ホ（２）に掲げる項目に係る水質検査の結果、生物化学的酸素要求量が１リットルにつき20ミリグラムを超えているとき、又は化学的酸素要求量が１リットルにつき40ミリグラムを超えているとき。 |  |
| 省令第２条第２項第２号　ト埋立処分が終了した埋立地を埋立処分以外の用に供する場合には、厚さがおおむね50センチメートル以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること。 |  |
| 省令第２条第２項第２号　チトの規定により閉鎖した埋立地については、トに規定する覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。 |  |

|  |
| --- |
| 静岡県産業廃棄物最終処分場の維持管理に関する基準 |
| 第４(１)囲い等の管理　ア　一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下、「省令」という。）第２条第１項第２号イ及び同項第3号イ並びに同項第４号の規定によりその規定の例によるとされる省令第１条第１項第１号に規定する囲い及び門扉が破損した場合は、速やかに補修すること。 |  |
| 第４(１)囲い等の管理　イ作業終了後又は作業員等が不在のときは、出入口を閉鎖し、施錠すること。 |  |
| 第４(２)立札等の管理省令第２条第１項第１号に規定する立札その他の設備が破損した場合は、速やかに補修すること。 |  |
| 第４(３)防火　ア埋立地内での火気の使用を禁止すること。 |  |
| 第４(３)防火　イ消火器その他の消火設備は、常に充分な管理を行い、所定の能力が発揮できるよう点検整備を行うこと。 |  |
| 第４(４)地表水集排水設備地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止することができる開渠その他の設備（以下「地表水集排水設備」という。）及び付替水路に設けられた開渠その他の設備の機能を維持するために、開渠等に堆積した土砂等の除去その他の措置を講ずること。 |  |
| 第４(５)水質検査　ア次に掲げる水質検査は、公的機関又は計量法（平成４年法律第51号）の登録を受けた環境計量証明事業所で実施すること。省令第２条第２項第１号及び第３号においてその規定の例によるとされる省令第１条第２項第10号に規定する水質検査 |  |
| 第４(５)水質検査　イ省令第２条第２項第２号ハ及びホに規定する水質検査 |  |
| 第４(５)水質検査　ウ省令第２条第２項第３号においてその規定の例によるとされる省令第１条第２項第14号ハに規定する水質検査 |  |
| 第４(５)水質検査　エ省令第２条第３項第２号ハに規定する水質検査 |  |
| 第４(５)水質検査　オ省令第２条第３項第３号においてその規定の例によるとされる省令第１条第３項第６号に規定する水質検査 |  |
| 第４(６)法面の保護　ア法面に植生工が施されている場合は、施肥等を行うこと。 |  |
| 第４(６)法面の保護　イ法面に小段排水溝及び縦排水溝が設置されている場合は、適切に排水されるよう必要な措置を講ずること。 |  |
| 第４(７)基準高等の管理　ア基準高、丁張及び区域杭の表示設備は、常に判別できる状態に保つこと。 |  |
| 第４(７)基準高等の管理　イ基準高、丁張及び区域杭の表示設備が損壊した場合は、速やかに補修すること。 |  |
| 第４(８)使用道路　ア廃棄物運搬車両の走行する道路（以下「使用道路」という。）について通学路、道路事情その他の理由により交通整理を必要とする場合は、交通整理員の配置等安全の確保を図ること。 |  |
| 第４(８)使用道路　イ使用道路は、常に清掃し、清潔の保持に努めるとともに、補修等その他必要な措置を講ずること。 |  |
| 第４(９)施設能力に見合った処理産業廃棄物の最終処分場への搬入は、最終処分場の処理能力を超えないように行うこと。 |  |
| 第４(10)事故の防止　ア常に事故の発生を防止するための巡回監視及び点検を実施すること。 |  |
| 第４(10)事故の防止　イ台風、大雨等災害発生のおそれがある場合は、必要な措置を講ずることにより事故の未然防止を図ること。 |  |
| 第４(11)記録及び保存　ア産業廃棄物の搬入に係る車両及び産業廃棄物の種類を確認の上、これを記録し、５年間保存すること。 |  |
| 第４(11)記録及び保存　イ最終処分場における埋立処分の進行状況を３か月に1回以上同一の位置から写真撮影し、５年間保存すること。 |  |
| 第４(11)記録及び保存　ウ埋立処分が終了したときは、次の事項に関する記録を作成し、保存すること。(ア)　最終処分場の所在地(イ)　最終処分場の廃止までの間の管理者及びその連絡先(ウ)　埋め立てた産業廃棄物の種類及び　量(エ)　埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆　土の厚さ(オ)　埋立処分の方法(カ)　埋立処分開始年月日(キ)　埋立処分終了年月日(ク)　埋立終了時の最終処分場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 |  |
| 第４(12)埋立処分終了時の措置　ア埋立処分を終了する場合には、その表面を土砂で１m以上覆土すること。 |  |
| 第４(12)埋立処分終了時の措置　イ埋立処分が終了した埋立地には、雨水その他の地表水を支障なく流下させることができる構造及び規模の排水設備を必要な部分に設置すること。 |  |
| 第４(13)埋立処分終了後の維持管理　ア埋立物及び覆土の流出が発生した場合は、速やかに修復すること。 |  |
| 第４(13)埋立処分終了後の維持管理　イ浸出液処理設備を設置している最終処分場については、設備の機器類を点検整備し、維持管理すること。 |  |
| 第４(13)埋立処分終了後の維持管理　ウ最終処分場からの放流水（雨水及び従業員等の生活雑排水を除く。）を河川等の公共水域に放流している場合は、定期的に放流水を採取し、省令別表第一の上欄に掲げる項目を年４回以上分析すること。 |  |
| 第４(13)埋立処分終了後の維持管理　エ地下水の水質観測用井戸を設置している場合は、定期的に地下水を採取し、省令別表第二の上欄に掲げる項目を年２回以上分析すること。 |  |
| 第４(14)開口部の閉鎖の措置　ア最終処分場は、埋め立てられた産業廃棄物の飛散及び流出、埋立地からの浸出液による公共用水域及び地下水の汚染並びに埋立地からの火災の発生防止のために必要な措置を講じられていることを確認した上で開口部を閉鎖すること。 |  |
| 第４(14)開口部の閉鎖の措置　イアの規定による閉鎖に当たっては、閉鎖後に生活環境の保全上の問題が生じた場合の責任体制を確立しておくこと。 |  |
| 第４(15)跡地の利用最終処分場の跡地については、県及び関係市町等と協議の上適切な跡地利用に努めること。 |  |
| 第５　３(1)擁壁等の管理　ア省令第２条第１項第３号の規定によりその規定の例によるとされる省令第１条第１項第４号に規定する擁壁等を月１回以上点検し、これらの設備が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するための措置を講ずること。 |  |
| 第５　３(1)擁壁等の管理　イ地震、台風等の異常事態の直後には、臨時点検を行うこと。 |  |
| 第５　３(2)放流水の水質検査省令第２条第２項第２号ハに規定する水質検査の結果に異常が生じた場合には、速やかに産業廃棄物の搬入を中止し、その原因を調査し、管轄健康福祉センター所長と協議の上必要な措置を講ずること。 |  |